

最高裁人給A(秘)第16号

(人いー1)

平成11年5月31日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 泉 徳・治

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給について

(依命通達)

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和27年最高裁判所規則第31号。以下「規則」という。）の規定による裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給について、下記のように定めましたので、これによってください。

記

- 1 規則第1条第1項前段及び第4条第1項前段の最高裁判所が定める日は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「一般職員」という。）の例による。
- 2 規則第1条第1項後段の最高裁判所が定める者は、次に掲げる者とする。
 - (1) その退職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する裁判官であった者

ア 裁判官の育児休業に関する法律（平成3年法律第111号。以下「裁判官育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている裁判官のうち、裁判官の育児休業に関する規則（平成4年最高裁判所規則第2号。以下「裁判官育児休業規則」という。）第11条第1項に規定する裁判官以外の

裁判官

イ 裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成 25 年法律第 91 号）第 2 条第 2 項に規定する配偶者同行休業をしている裁判官

(2) 人事院規則 9－40（期末手当及び勤勉手当）第 2 条第 2 号及び第 3 号に該当する者

3 期末手当及び勤勉手当の不支給及び一時差止処分に係る報告については、一般職員の例による。

4 規則第 4 条第 1 項後段の最高裁判所が定める者は、次に掲げる者とする。

(1) その退職し、又は死亡した日において次のいずれかに該当する裁判官であった者

ア 裁判官育児休業法第 2 条の規定により育児休業をしている裁判官のうち、裁判官育児休業規則第 11 条第 2 項に規定する裁判官以外の裁判官

イ 記 2 の(1)のイに掲げる裁判官

(2) 記 2 の(2)に掲げる者

5 規則第 4 条第 2 項の最高裁判所が一般の官吏の例に準じて定める割合は、次に定める期間率に成績率を乗じて得た割合とする。

(1) 期間率は、一般職員の例により算出する。

なお、司法修習生であった期間は、期間率算出の基礎となる勤務期間に算入しない。

(2) 成績率は、高等裁判所長官が定める。

(3) 高等裁判所長官は、(2)の定めにより裁判官の成績率を定めるに当たっては、

(4)及び(5)の場合を除き、次に掲げる裁判官の区分ごとに、一般職員の例により算出した勤勉手当の支給額の総額を、当該区分内の各裁判官についての規則第 4 条第 3 項に定める勤勉手当基礎額にその者の期間率を乗じて得た額の総額で除することにより別に定める標準成績率により定める。

ア 裁判官の報酬等に関する法律（昭和 23 年法律第 75 号。以下「報酬法」

という。)第2条に定める5号から12号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める10号から17号までの報酬を受ける簡易裁判所判事

イ 報酬法第2条に定める1号から4号までの報酬を受ける判事補及び同条に定める5号から9号までの報酬を受ける簡易裁判所判事

ウ 判事及び報酬法第15条に定める報酬月額報酬又は報酬法第2条に定める1号から4号までの報酬を受ける簡易裁判所判事

(4) 裁判官について、基準日以前6箇月以内に裁判官分限法(昭和22年法律第127号)第2条の懲戒の裁判が確定した場合の成績率は、別表に掲げる裁判官の区分に応じてそれぞれ同表に掲げる割合に決定するものとする。

(5) 基準日現在において、裁判官が裁判官弾劾法(昭和22年法律第137号)による訴追を受け、又は訴追の請求をされている場合の成績率については別に定める。

(6) 高等裁判所長官は、成績率を決定した後、その成績率を速やかに基準日現在において裁判官の補せられている裁判所(本官本務によるものとし、簡易裁判所判事については、管轄地方裁判所とする。)に通知する。

6 この通達に定めるもののほか、裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

付 記

1 この通達は、平成11年6月1日から実施する。

2 昭和61年5月13日付け人給A(秘)第37号事務総長依命通達「裁判官に対する勤勉手当の支給について」は、平成11年5月31日限り、廃止する。

3 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する記2の(4)の定め適用については、同(4)のアの(ア)中「100分の46」とあるのは「100分の43」と、同(イ)中「100分の56」とあるのは「100分の52」と、記2の(4)のイの(ア)中「100分の51」とあるのは「100分の45.5」と、同(イ)中「100分の71」とあるのは「100分の63.5」と、記2の(4)のウの(ア)中「100分の40」

とあるのは「100分の35」と、同(イ)中「100分の60」とあるのは「100分の52.5」とする。

付 記（平12. 12. 4人給A(秘)第23号）

この通達は、平成12年11月27日から適用する。

付 記（平15. 1. 16人給A(秘)第3号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

付 記（平17. 11. 22人給A(秘)第000945号）

この通達は、平成17年12月1日から実施する。

付 記（平18. 3. 28人給A(秘)第000340号）

この通達は、平成18年4月1日から実施する。

付 記（平21. 5. 29人給A(秘)第000730号）

この通達は、平成21年5月29日から実施する。

付 記（平21. 11. 30人給A(秘)第001268号）

この通達は、平成21年12月1日から実施する。

付 記（平22. 3. 29人給A(秘)第000291号）

この通達は、平成22年4月1日から実施する。

付 記（平22. 11. 30人給A(秘)第001090号）

この通達は、平成22年12月1日から実施する。

付 記（平23. 3. 30人給A(秘)第000201号）

この通達は、平成23年4月1日から実施する。

付 記（平26. 2. 21人給秘第247号）

この通達は、平成26年2月21日から実施する。

付 記（平26. 11. 27人給秘第1395号）

この通達は、平成26年12月1日から実施する。

付 記（平27. 3. 31人給秘第152号）

この通達は、平成27年4月1日から実施する。

付 記（平28. 2. 1人給秘第6号）

この通達は、平成27年12月1日から適用する。

付 記（平28. 5. 26人総秘第253号）

この通達は、平成28年4月1日から適用する。

(別表)

区 分		割 合
記 5 の(3)の ア に 掲げる裁判官	過料の裁判を受けた 裁判官	1 0 0 分の 4 9 . 5
	戒告の裁判を受けた 裁判官	1 0 0 分の 6 0
記 5 の(3)の イ に 掲げる裁判官	過料の裁判を受けた 裁判官	1 0 0 分の 5 3
	戒告の裁判を受けた 裁判官	1 0 0 分の 7 5
記 5 の(3)の ウ に 掲げる裁判官	過料の裁判を受けた 裁判官	1 0 0 分の 4 2
	戒告の裁判を受けた 裁判官	1 0 0 分の 6 2